

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 略]</p> <p>[注1～2の6 略]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4)</u> 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85</p> <p>[注4～11 略]</p> <p>[2～12の5 略]</p> <p>13 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注1</u> 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の131</u>に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の128</u>に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の118</u>に相当する単位数</p> <p><u>ニ</u> <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の96</u>に相当する単位数</p> | <p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 同左]</p> <p>[注1～2の6 同左]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>[注4～11 同左]</p> <p>[2～12の5 同左]</p> <p>13 <u>福祉・介護職員処遇改善加算</u></p> <p><u>注</u> 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の81</u>に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の59</u>に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の33</u>に相当する単位数</p> <p>[加える。]</p> |

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数

[削る。]

[加える。]

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業

[削る。]

[第 2 略]

第 3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）

[イ～ニ 略]

[注 1～3 略]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100 分の 85

[注 5～10 略]

[2～10 の 5 略]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注 2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 134 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数

所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[第 2 同左]

第 3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）

[イ～ニ 同左]

[注 1～3 同左]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注 5～10 同左]

[2～10 の 5 同左]

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 34 に相当する単位数

[加える。]

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[削る。]

[加える。]

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場

[削る。]

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

[注1・2 略]

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[注4～7 略]

[2・3 略]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

[注1・2 同左]

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注4～7 同左]

[2・3 同左]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から3までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 略]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3~6 略]

[1の2~2 略]

[加える。]

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[注3~6 同左]

[1の2~2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[削る。]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1～3 略]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85

[注5～12 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、1から2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1～3 同左]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注5～12 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1・1の2 略]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[注3～10 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注3～10 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1・1の2 略]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3～7 略]

[2～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注3～7 同左]

[2～17 同左]

18 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1 から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考 表中の [] の記載は任意である。